

「おふでさき」一号解釈 「あくじ」「屋敷のそうじ」とは何か 通説を疑う  
—「おかの」の存在をめぐって—

一号65. これからハ心しいかりいれかへよ あくじはろふてハかきによほふ  
《「ハかきによほふ」とは「まつゑ」だったのか?》

『稿本天理教教祖伝』は「おふでさき第一号」を秀司とまつゑの結婚の話としています。実際にまつゑは中山家に入籍し、秀司が亡くなった後は中山家の戸主となっています。この話に何の問題もないと思えるのですが、教内には教祖が望んだ「ハかきによほふ(若き女房)1-65」は別人だったという話も存在します。もしこちらの説が本当だとすると、「魂のいんねん」云々という話はどうなるのでしょうか。

今回は誰もが当たり前だと思っている教内の通説に疑いの目を向けてみます。

このたびハやしきのそふじすきやかに したゝてみせるこれをみてくれ

— 29

秀司は、既に五十に近くなりながら、正妻が無かった。これに対して親神は、世界たすけの前提として屋敷の掃除を急込まれ、年齢の点からは不釣り合いと思われようとも、魂のいんねんによって、小東家からまつゑを迎えるように、と諭され、

いまゝても神のせかいであるけれど なかだちするハ今がはじめや

— 70

とて、教祖自ら、平等寺村の小東家へ出掛け、だん／＼と魂のいんねんを説いて納得させられたので、明治二年婚約とゝのい、まつゑは目出度くお屋敷の人となった。

教祖は、おふでさき第一号に、この結婚を台として諄々と夫婦の理を教え、次の一首を以って結ばれて居る。

せんしよのいんねんよせてしうごふする これハまつだいしかとをさまる

— 74

(『稿本天理教教祖伝』P105)

『山中忠七伝』は、「若き女房」＝「こいそ」説を記している。

大豆越村の山中忠七の伝記には、明治の初め頃に教祖から忠七の娘のこいそを秀司の嫁に欲しいという話があったが年も離れていることなどを理由に断ったことが伝えられています。この話が本当であれば、「おふでさき1号」にある「若き女房」は「まつゑ」ではなかった可能性が出てきます。

『御教祖とその門人－山中忠七翁』P105（山中忠七編.三才社.大正12〈1923〉年7月26日発行）

《 御教祖は明治の初めの頃、忠七翁の娘、こいそさんを頻りと御子息の秀司先生の嫁に出来ないか懇望させられ遊ばされたので、御教祖の御弟様の前川半衛兵様の奥様の、おたきさんが度々忠七翁の宅へ来て、話をされたのでありました。所、忠七翁は、『この位人に笑はれて居る中を若しそんなことをしたなら人がどんなにいふて笑ふかしのれない。年齢もづつと違つて居るのに』といふて承知が出来なかつたのでありました。》

『山中忠七伝』P82.（大和真分教会.昭和40〈1965〉年発行）

《 教祖は、明治の初め頃、翁の娘こいそを秀司先生の嫁に出来ないかと懇望せられ、教祖の弟様の前川半兵衛様の奥さんである、おたきさんが度々翁の宅へ来て縁談をされた、ということであります。ところが翁は「このくらい人に笑われている中を、そんな事したら人がどんなに笑うかしのれない。こんなに年齢が違っているのに。」と、承知が出来なかつたのでありました。（注 こいそ十七、八才の時、年令差約三十才）

そして、明治五年、二十二才の時、実は教祖には内緒で、母おそのの妹おなをが芝村へ嫁いでいた、その息子の許へ嫁がせたのであります。お互いに近在であり、従兄妹であり、夫は教員をしていて、本当に申し分ないと思われたのでありましよう。しかしそれは浅はかな人間思案であり、大きな思惑違いでありました。嫁ぐなりひどい身上となり、やっと助けられたら、今度は夫が女狂いを始め、妾をつくるような事になり、それでも不足の一つも言わず精一杯勤めたのでありますが、遂に妾を家に引入れ、果ては妾がこいそを女中扱いをするようになり、近隣の人々から夫を非難する声起ると共に、煩悶の日々を送るようになりました。

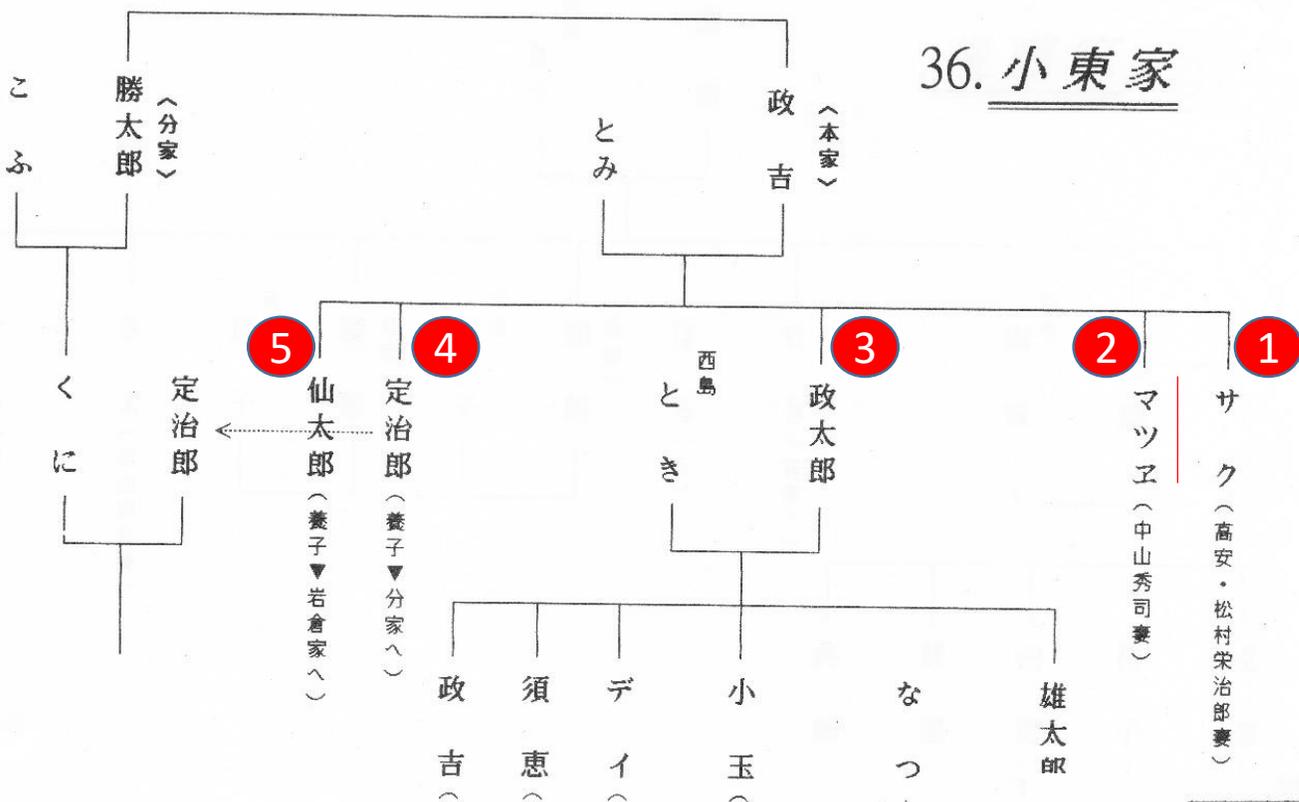
教祖からは、早く帰れ／＼、と申して頂いたのでありますが、次々と子供が産まれて、帰るに帰れない有様でした。見るに見かねた両親や山沢家の人達の相談で、無理に実家へ引取られ、六カ年の茨の生活も終つたのであります。》

# 山中家にも子供は5人いた

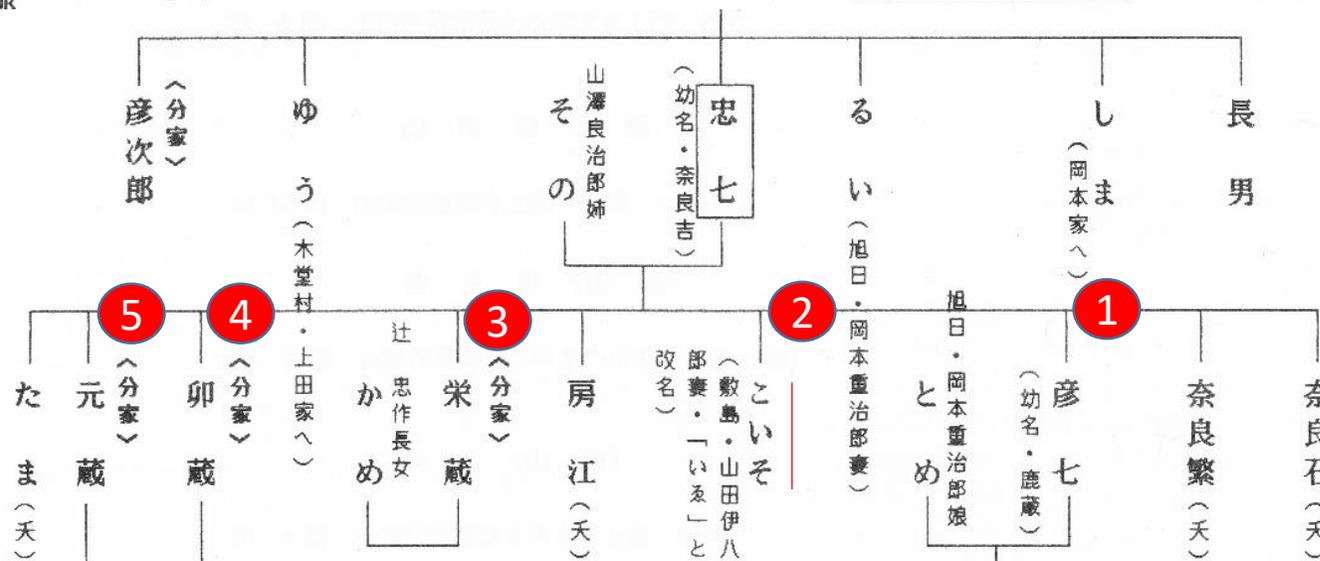
1号68. 五人あるなかのにゝんはうちにをけ  
あと三人は神のひきうけ

【おふでさき註釈】⇒《註 これは、秀司先生奥様まつゑ様の生家小東家に仰言った事で、小東政吉には、おさく、まつゑ、政太郎、亀吉(後、定次郎と改名)音吉(後、仙次郎と改名)、という五人の子があった。親神様はその中の二人は内の用事をさせ、あとの三人を親神様のためにささげよ。そうすればその行末は引き受ける、と仰せられたのである。》

## 36. 小東家



## 124. 山中家<本家> (大和真)



「おふでさき1号」68には、「女房」は5人兄弟であることが記されています。当然まつゑの実家小東家はこの条件に適っています。では山中家はどうか。こちらも夭折した子を除けば5人兄弟なのです。

明治十年一月

# 堺県大和国第一大区三小区戸籍之五十一

山 辺 郡 三 島 村

一六八

大和国第一大区三小区山辺郡庄屋敷村

第五番屋敷住平民農

実父善兵衛亡長男

中山 秀 治

五十五歳七月

氏神同郡同村

春日 社

文政四年辛巳年七月廿四日出生

明治十四年巳年四月九日病死

寛政戊午十年四月四日出生

母 み き

七十八歳十月

当国同郡勾田村

浄土宗

善福 寺

実父当国同郡三味田村平民農前川半七長女

文政元戊寅年二月五日入嫁

嘉永四年辛亥年三月三日出生

妻 ま つ ゑ

二十五歳十一月

実父当国平群郡平等寺村平民農小東政吉亡二女

明治三庚午年八月二十六日入嫁

安政戊午五年一月二十三日出生

長男 音 治 郎

十九歳一月

文政八乙酉年四月八日出生

妹 ま さ

五十一歳十月

明治十一年戊寅二月十六日分家相続

明治十一年丁丑二月十五日出生

長女 ま ち

## まつゑの戸籍上の入嫁は 明治3年8月

明治9年4月に奈良県は堺県に統合されました。左の戸籍はその際に作成されたものでしょうか。

ここにまつゑの入籍日が出ています。明治3年8月26日です。『稿本』には「明治二年婚約とのい、まつゑは目出度くお屋敷の人となった」とありますが、記録上は明治3年も半ばを過ぎた頃になっています。これをどう解釈するかも教学上の一つの問題です。

明治16年の戸籍では、「明治10年」になっている。『復元30号』30頁

## 「道すがら外編」は、明治4年入嫁になっている

①は、『稿本教祖伝』が出版される前に行われたその内容に関する講習会での中山正善2代真柱の発言です。戸籍上の入嫁は3年だけど、『稿本』は2年に入嫁したことになっているとわざわざ確認しています。

②は、『稿本』の説明を素直に受け入れた場合の戸籍上3年入嫁の理由付けです。

③は、明治30年前後に書かれたと思われる文で、まつゑが中山家に来たのは明治4年になっています。ここでは戸籍上の日付の方が早いわけで、とりあえず書類上の手続きを先行させたことになります。

① それから次の頁の祖母様、まつゑ様のお屋敷へおいでになったこと、これはこの文章によりますと、明治二年になってあるのであります。これも語られてあったり、あるいはおふでさきなどから思案いたしまして、これは二年と決定しているのであります。明治十年の戸籍では三年ということになってありますが、本文では二年という説を採用しているのであります。大勢から申せば何でもないことではありますが、細々した点でご興味のある方のためにご注意を申しておきます。戸籍が三年となっているのを知って、ここでは二年と書いてあるということであります。(『第十六回教義講習会第一次講習会録抜粋』P251.中山正善)

② さて、小東まつゑが中山秀司と婚約したのは明治二年(一八六九年)、入嫁はその直後のことであろう。戸籍簿には翌年八月二十六日(陰暦)入嫁と記載されているからである。戸籍簿への記載はおくれることが多いから、実際の入嫁の日は、そのしばらく前と推定される。

教祖がおふでさきを執筆されはじめたのは、正冊おふでさき第一号表紙の記載によって、明治二年陰暦正月からとわかっているのので、まつゑ入嫁の直前に相当しており、しかも、そのおふでさき第一号の内容は、あとでふれるように、中山秀司・まつゑの縁談についての親神さまの思召が主題のひとつになっているのである。(『先人の面影』P21.松谷武一)

③ 明治四年に、神様の御指図によって、平等寺村の、小東口口殿の娘、まつゑ様と申して、廿才におなりあそばさる御方を、秀司様の正妻にお迎へになりました。此時秀司様は、既に五十一才でありまして、是までと云ふものは、実にこんなん、なんじふの道すがらで、『いばらぐらうや、がけ道や、つるぎの中も通りぬけたら』と神様の仰せられます通り、其様な道を御通り被下ました事ありますから、正妻といふてお迎へになりました事もなく、只手掛の様な御方があつたのみでござります。

(「道すがら外編1」『正文遺韻』昭和12年版P61)

1号60. このこ共二ねん三ねんしこもふと ゆうていれども神のてはなれ  
61. しやんせよをやがいかほどをもふても 神のてばなれこれハかなわん  
《「こ共」とは「お秀」のことだろうか？》

### 「おふでさき註釈」

六〇、この子供を二、三年教育しようと、その親の方では思うているけれども、親神には寿命の無い事がよく分かっているのである。

註 この子供とは、秀司先生の庶子お秀様のことであって、その出直しを予言せられたものである。

六一、よく思案して見よ。親がどれ程子供可愛くて生き永らえさしたいと思っても、親神が守護をしなければ、どうすることも出来ないのであるから、この道理をよく悟らねばならぬ。

通説は『註釈』の他、『評註御筆先』(大平本)も『御筆先』(安江本)も「おしゅう」説です。ただ、「2年3年しこもふと」の部分に注目すると、生まれた時から教祖のそばで育てられたとされるお秀は、この条件に当てはまりません。この条件に当てはまる子供とは誰でしょうか。

車屋のおやそと云ふ者と秀治氏との間におしゅうと云ふ女子があつた。生れると直ぐお引き取りになつて糊や粥で育て、十二三才になつた時縁あつて大豆越村へ嫁ぐことになつたが母親が苦情を云つて遂に破談となつた。其の後母親の不心得から其の女子を強めて自分の所に連れて行つたが(おしゅう十八才の時)間もなく死んだ。(其れが故管長未亡人中山玉恵子の前身である) 其の事を述べられたのである。 (『評註御筆先』P10.大平隆平編.1916〈大正5〉年)

秀司先生ノ車屋ノおやうナルモノノ子おしゅうナルモノハ生ルヤ直ニ教祖自宅へ引取、すりこヲ以テ養育シ二三歳(ママ)ノ頃豆越へ嫁セシメントセラレシモ母親ノ不心得ヲ忘シ此縁ヲ止メラレおしゅう氏ハ十八才ニシテ帰逃セラレ其魂ハ即チ今ノ奥様ナリ死セラルヤ之ヲしゅうばの命ト云ウ (『御筆先』大正14(1925)年.安江明編輯.1-60の註釈)

(秀司の) 最初の娘で二人の祖母の慈愛のもとに育てられたお秀 (『おふでさき通訳』P40.芹沢茂.1981)

## この時期、音次郎がお屋敷にいた — 大平本、安江本は「正月30日」を音次郎が返される日とする

大正5年発行の『評註御筆先』(大平本)と大正14年の安江明氏編纂の『御筆先』(安江本)を見ると、

1-39. 一寸はなし正月三十日とひをきりて くるも神の心からとて

について、  
「秀治氏は十七歳から河原城のおちゑと云ふ女を妾としてゐた。其の間に出来たのが田村音治郎氏である。其れを一時中山家に引き取つて養つて置いたのであるが教祖の命に依り正月の三十日に辻仲田の両氏をしておちゑの許へ送り返さしめた」(『評註御筆先』〈大平本〉P7)

「川原城ノおち江なるものゝ子音二郎氏ヲ正月三十日間おちえノ方へ預ケヨト教祖ノ命ニ依リ辻中田、ノ両氏送り返ヤサレタリ」(『御筆先』〈安江本〉)

とあります。「正月30日」を大平本は音次郎をおちえの元に返す日とするのに対して、安江本は正月の30日間だけおちえの元に返すという違いはありますが、音次郎を母親の元に返すということでは一緒です。音次郎はこの時期、お屋敷に居たわけです。ではいつから居たのか、「二ねん三ねんしこもふ」としたのが音次郎のことだとすれば、明治2年の2、3年前、慶応3年頃からと考えられます。慶応3年といえは、秀司名義の吉田神祇管領の裁許状が手に入ったときです。裁許状を得て、お屋敷の宗教活動の管理責任者になった秀司は、自分の長男、後継者である音次郎を屋敷に入れたのです。ところが、教祖の思いとは違っていたわけで、母親の元に返せというのがこのお歌の意味です。とすれば、当然、1-60, 61のお歌の対象は音次郎になるわけです。ただ、この解釈は1-39の通説と異なります。通説は音次郎の母親、おちゑを実家に帰せということになっています。

### 「正月30日とひをきりて」送られたのは「おちゑ」ではなかったのか？

【註釈】⇒《三九、註 秀司先生は長年独身で正妻無く、おちゑという内縁の妻があつて、音次郎という子まであつた。そしてお屋敷に同居せしめておられたが、これは元々親神様の御思召しに添わぬ悪事から始まったものであつたからして、このおちゑを実家へ送り帰えすようにと仰せられたのである。》

## 1-34. りいふくもなにゆえなるとゆうならば あくじがのかんゆへの事なり 「あくじ」とは秀司とおちゑの関係？

昭和3年に『おふでさき附釈義』が作られた時、その講習会も行われました。そこでは、内縁関係にあった秀司とおちゑの関係が「あくじ」であり、関係解消の為おちゑを実家に送り返せというのが1-39のお歌の意であるとあります。

秀司先生が当時同棲して居られました内縁の婦人と縁を切つて、正妻を迎へるやうにと厳しいおさとしなので御座みます。先生は当時四十九才でありましたが未だ定まった奥さんが無く、川原城のおちゑと云ふ婦人と同棲して居られたのであります。併しこの婦人は親神様から御覧になるとお屋敷に因縁の無い人であるから、夫婦になる事を御許しにならず、此関係を「あくじ」と迄極言せられたのであります。そして当時先生は足を患ふて居られましたので、此『あくじ』を去つて親神様にもたれるやう、さうすれば足の患ひもすみやかになるとおさとしになつたのであります。秀司先生にして見ると餘りに親しい親子の間柄でありますから、御教祖の仰せられる事は親神様の御心だと気がつかず、親の意見位に思つてこれを看過せられてゐたのであります。これは親神様の立腹であり、ざんねんで御座みますから次のお歌のやうに

やまひとてせかいなみではないほどに 神のりいふくいまぞあらず(25)      こらほどの神のざんねんでてるから/いしやもくすりもこれはかなはん (27)  
このあしはやまいとゆうているけれど やまいではない神のりいふく(32)      りいふくもなにゆえなるとゆうならば あくじがのかんゆへの事なり (34)  
このあくじすきやかのかた事ならば あしのちんばもすきやかとなる (37)

と仰せられたので御座みます。このやうに親神様はどうしても『あくじ』である此内縁関係を絶つやうに責められますが、秀司先生としては、その婦人との関係は親神様のお許しこそ無いが正妻あつての妾ではなく、子供もあり添ふて居られる所謂内縁の妻であると云ふ考へからこれを去らす御決心はつかなかつたのであります。併し親神様としては屋敷のさうじをして、ふしんの模様立てをし、よろず助けのために専念するには、因縁の無い婦人と添ふ事はよくない、親神様の御許しの無い婦人と添ふ事は『あくじ』である、どうしても此関係を絶たねばならぬと、明治二年の正月三十日と日を切つて音次郎と云ふ子供と一緒にその婦人を川原城の実家に送り帰へされたので御座みます。

それを次のお歌に      一寸はなし正月三十日とひをきりて をくるも神の心からとて (三九)

と仰せ下されたので御座みます。これは『あくじ』を拂うて屋敷の掃除をし、因縁ある正妻を迎へて『ぢば』の理を明(あきら)かにすると同時に人倫の道を示し、秀司先生初め側々の者がよろず助けの為に邁進する事をお急き込み下されたからで御座みます。(「おふでさき講習会録」P29. 『みちのとも』昭和3年11月20日号)

おちゑを送り帰す理由は、「おふでさき講習会録」によれば「因縁の無い人であるから、夫婦になる事を御許しにならず、此関係を『あくじ』と迄極言せられた」ことであつたわけです。

1-39に関するこの解釈は、大正五年の大平本や大正14年の安江本の音次郎説とは異なりますが、『正文遺韻』という本にも出てきます。『正文遺韻』は昭和12年に発行されていますが、その内容は山名大教会初代諸井国三郎氏の息子、諸井政一氏がちばに滞在していた明治21年(当時12歳)から亡くなる明治36年(27歳)の間に書いたものをまとめたとされています。ですからその内容は、明治36年までのものということになります。

その文中《当資料10頁》、下線を付けたところは、私たちがよく知っている『稿本教祖伝』にある夫善兵衛の女衆(おなごし)「おかの」の内容と表現は異なりますが、ほぼ同じです。ただ、その次にある「神様のふんばり被下たる為、教祖様は助かりし由、神様お下りの後、委しく御聞かせ被下たり」というのは脚色です。はっきり言うとウソです。なぜかというと、「女衆おかの」の話は明治20年以降に書かれた教祖伝に徐々に書き加えられて『稿本教祖伝』に至っているもので、教祖御自身が「神様お下りの後」に語ったものであれば、そのようなことにはならないからです。

教祖の伝記は、明治16年の「神の最初の由来」を嚆矢とします。それ以降、昭和31年の『稿本教祖伝』までのものについて「おかの」の記事がどのように出ているかをまとめてみました《当資料11頁》。(書名に番号を付す。以下その番号による。)

①、②はごく簡潔なもので、立教以前の美談として黒疱瘡の話が出ています。③は明治24年作で、美談として夜盗、黒疱瘡の話とともに、夫に外妾があつたが大切にしたとあります。これが「おかの」に発展する話の最初です。④は初代真柱の筆で、③の外妾が「下婢(おなごし)」に変わりますが、内容はほぼ同じです。⑤は中山重太郎作になっていますが、教祖の娘まさの息子、重吉によるものではないかと思われまふ。ここには黒疱瘡を含め美談の類は一切ありません。⑥の著者、宇田川文海は大坂を中心に活動していた新聞記者で、明治33年に『みちのとも』の編集者として天理教と関わるようになりました。その当時、氏は大阪毎日新聞に小説を執筆していたと『教祖おおせには』(高野友治.2013.私家版.P369)にあります。この⑥に「かの」という名前、汁に毒を盛った話が出てきます。⑦、⑧は⑥とほぼ同じ内容です。⑨は④と同じ初代真柱によるもので、「かの」の名前が入り、「貼紙」追加で「汁に毒」の話も出ています。

「かの」の話の大筋は⑥で出来、初代真柱の⑨がそれを踏襲することで、現在の⑬に引き継がれているということになります。

## 秀司の娘「おかの」は前世ではみきの夫、善兵衛の「おてかけ」であった

「御筆先釈義第一号」（『正文遺韻』一昭和12年. 山名大教会P225～226）

⇒《 さてこゝに、あしのちんばのなほらぬのも、悪事のがかんゆゑのことなりとありて、あくじと仰せらるゝは、御手掛の事と思はる。此のてかけといふは、川原城村のちゑといふ女にて、秀司様、十七歳の時より、四十九歳、則ち明治二年まで、三十三年の間つきまとひ、本妻といふわけにもゆかず、手掛として御おきなされしなり。

そして、その間に二人の子を挙げられたり。長は女にしてかのといふ。此の者前世には、教祖様の夫、善兵衛様のおてかけにて、やはりおかのといひたりしと。其頃は心よからぬ者にて、善兵衛様の御寵愛あるをよきことにして、教祖様を邪魔に思ひ、毒がいをなしたることありしと。されども、**神様のふんばり被下たる為、教祖様は助かりし由、神様お下りの後、委しく御聞かせ被下たり。**

こは、教祖様十八九歳の頃にて、俄かにかくらんがおきたる様にて、便所にて上げ下しし非常の御苦しみなりしが、何が害になりたとも気付かず、追々と治まりければ、一時のかくらんと思ふて過ぎたりと、御咄しありたる事あり。かゝる毒婦のかのも、遂には教祖様の誠となさけとに感じて、多少心を改めしものと見え、夫れとなく、本妻たる方を、ないがしろにしたることを、悔いたりとなん。

今、そのものが出かはりて、又々この家へ生れ、且つ手掛の腹にやどるとは、ふしぎのことなるかな。此の児は娘ざかりの頃、茶つみ女に交りて茶つみに出かけ、そのまゝ帰り来らず、京にて男を持ち暮せしとなん。

次の方は男にて、音次郎と申す。此方、出産の砌、母ちゑはお屋しきにて産みたくおもひ、にぢる様に立入りけるを、神様はお許し下さらず、おくり出し給ふこと、たびかさなりたり。やがて、臨月となりて、今にもと思ふばかりなるを、なほおしかけて、入り来りければ、又もや、人をして送り返し給ふ。其の時、ちゑ女川原城の実家の敷居をまたぐや否や、此の児を生みたりしと。誠に思ひやらるゝ事ながら、神様の許し給はぬ手掛の事なれば、又是非もなき事なりけり。

さてこの音次郎といふ人は、年たける程、勝負事を好み、ばくちなんど常のわざとなしたりける。かゝるさがなれば、十一歳の時、母と共に預けられ、翌年、大阪へ奉公させられ、程なく母ちゑ死亡なりたれば、帰り来りしに、秀司様、再びお屋しきへ入れおかんと被遊たれど、『一度いがめたものはやくにたゝん、門をふまさぬ』と仰せられて、神様御許し被下ぬより、後に田村といふ処に家を別たれたり。》

教祖伝資料 制作年	「かの」関係の記述	註
1883<明治16> ①「神の最初の由来」	妾、下女等の記述なし。	最初に出来た教祖伝
1886<〃 19> ② 「最初の由来」	妾、下女等の記述なし。	「神の最初の由来」を種本にしている本部設立の為、神道本局への提出用
1891<〃 24> ③「天理教会由来略記」	夫に外妾あり。 <b>妾の初出</b>	郡衙の請求に応じて作成、橋本清筆
1898<〃 31> ④「稿本教祖様御伝」	夫、下婢と通ず。 <b>「妾」が「下婢」になる。</b>	初代真柱筆
1900<〃 33> ⑤「天理教御教祖一代記」	黒疱瘡、下婢の話なし。	中山重太郎(重吉?)筆
1900<〃 33> ⑥「天理教教祖御略伝」	夫、かのと通ず。 <b>「かの」、「汁に毒」の初出</b>	宇田川文海筆
1900前後の内容とされる「正文遺韻」	秀司の御手掛の娘かの、前世は夫の御手掛	諸井政一筆、政一は明治36<1903>年没
1902<〃 35> ⑦「教祖御伝記」	夫、内の婢、かのと通ず。汁に毒を入れる。	中西牛郎筆 『復元36号』
1903<〃 36> ⑧「天理教々祖履歴」	夫、下婢かのと通ず。汁に毒を入れる。	松永好松筆。
1908<〃 41> ⑨「教祖様御伝」	夫、下婢かのと通ず。汁に毒を入れる。	初代真柱筆。「毒」の部分は貼紙追加。
1920<大正9> ⑩「天理教祖伝講話」	夫、かのと通ず。毒を入れる。非常に詳しい。	奥谷文智筆
1928<昭和3> 「おふでさき講習会録」	おちゑとの内縁関係が「あくじ」。なぜかは記載なし	「台本」に基づく講習会
1934<〃 9> ⑪「史実校訂本」	「天理教祖伝講話」を箇条書きにまとめた印象。	筆者名記載なし
1937<〃 12> 『正文遺韻』発行	秀司の御手掛の娘かの、前世は夫の御手掛	原稿は公開されていない
1949<〃 24> ⑫「天理教教典」	「自分を無きものにしようとする者をも徳化」	
1956<〃 31> ⑬「稿本天理教教祖伝」	下婢かの、夫の寵愛を受け、毒を入れたが教祖はゆるされた。	教祖伝における「かの」関連記事一覧

妾へ下婢の話は教祖の年齢に合せて「幼年」と「黒疱瘡」の間にいるが、①②ではその間に何も記述がない。

黒疱瘡の子の話はあるが、夫善兵衛の妾の話はない

### ① 神の最初の由来 明治16年

天倫王命と称する原因は、大和國山辺郡元庄屋敷村中山善兵衛の妻みきといふもの、此人生れつきといふは、若年の時より佛心深くして、日ころ念佛の有心の者、また難渋のものには救助をする事夥敷、我乳たくさんに付、隣家のちゝふぢゆなるへは、両三人づつも吞してたすけする。其中に男子一人預りて、ちゝ世話を致し居候折柄、其預り子疱瘡に取合候ところ、十一日目より黒疱瘡と相成候に付、……備考 明治16年明心組梅谷四郎兵衛より和光寺尼宮へ提出せるもの(『復元31号』P3及び『復元4号』P11に収録あり)

①と同じ、黒疱瘡の子の話はあるが、夫善兵衛の妾の話はない

### ② 最初の由来

天理王命と称する由来ハ、大和国山辺郡舊庄屋敷村、中山善兵衛の妻みきと云ふ。此人、同郡三味田村、前川半兵衛の娘にて、拾三歳の時、中山善兵衛へ縁付致しながら、其頃より、夫に付くことを嫌ひ、無理に親が縁につかせしなり。／ 幼年の時より佛心深く、日比、念佛の有志、又は難渋の者共にハ、救助する事夥しかりけり。扱(さて)、自身、出産する毎にハ乳沢山に付、隣家の乳不自由なるものには、両三人ヅゝも乳をのまして助けける。／ 其中に、男子壹人預りて乳の世話致し居る折から、其預り子、疱瘡に罹り合せ、十一日目より黒疱瘡と相成二付、……(『復元4号』P39)

妾の話が出てくる最初の文献

善兵衛の妾の話がある。ただ、「外妾」とあって「下婢（おなごし）」ではない。

### ③ 天理教会由来略記

文化七年二月五日を以て、中山善兵衛氏に配す。其の貞操、婦道を守ること、凡庸の希求すべき所に非ず。嘗つて、夫善兵衛氏の外妾あるに当り、聊か妬心無きのみならず、却て隠然妾某を喚び、己れの衣裳、或ハ金穀をあたへ、加之、新衣を纏ハしめ、髪を結バしめ、而かして夫と共に諸方に遊バしめたること屢(しばしば)にして、夫に鄭重の待遇あらんことを望みければ、妾も其仁慈の厚に感じ、独り涙に咽(むせ)びけるとなん。(「天理教会由来略記」明治24年橋本清。『改訂正文遺韻』復刻版P134)



## ⑥ 天理教教祖御略伝

「かの」の名前、汁に毒を入れた話が初めて出てくる。

天理教教祖御略傳

る裸のまゝの乳兒を抱き取られて、吾懷中を開きて入れられ、飽くまで乳を飲されしが、珍らしくも暖かなる懷中に入り、足らぬ勝なる乳は飽ければ、乳兒は左も快げは極樂の夢を結びぬるを、驚ろかさぬやう心して、徐かよ元の母の背は負はせ、母子の姿の如何も見すばらしく寒氣なるを不便は想はるゝあまり、母は綿入の衣を、子は巻蒲團を與へて歸しやり、其女乞食が教祖の廣大なる慈悲を感じて、泣くゝ出行く後姿を見送りて、其身も此上無う満足したまひぬ

二二

(省)

所夫善兵衛殿血氣の過失にて、密に下婢のかのと云ふ者と通じらる、教祖之を知りたまひしかど、毫も嫉み憤らるゝこと無く、善兵衛殿をば格別意を用ひて貴重もてなされ、かのをば己が妹の如く慰はりたまひぬ、善兵衛殿たまゝかのを伴れて他所へ行かんとせらるれど、教祖手自らかのの髪を結ふてやり、自己の衣裳帶櫛笄等まで取揃へ貸し與へ、美しく粧ひ飾らせていだしやりたまふ、然るよかのゝ、極悪非道なる、教祖の此優しき御心を忝なしと想はざるのみか、殺して自己此家の正室たらんの野心を發し、一日のことよなん、密に味噌汁の中は毒を混ぜて教祖は侷む、教祖心づかずして喫べられ、暫時ありて激き腹痛を感じられ、苦痛尤も甚しく、頓て便所に至りて非常は下痢され、そのまゝ昏絶されしが、神明の加護にて蘇生りたまひ、僅か數日間の疾病にて本は復したまひぬ、教祖毒は中りたまひしことも、又かのが所爲なることも知りたまひしかど、之を色も出したまはば、尙いや増して慰りやりたまひければ、其後三年を経て、さしも毒惡なるかのも、教祖が深甚なる慈愛を感じ、遂は懺悔して自ら身の暇を請ひて家へ歸りしが、天罰免れど幾何も無くして死亡せり

○稿本  
期では時  
と早し

(省)

諸井政一氏は、明治33年に宇田川文海が「おかの」の名前と汁に毒をもった話を書いたすぐあとに、その「おかの」が秀司の娘のおかのの前世であると分かり、「おふでさき1号」の解釈を書いた！？

『正文遺韻』の話に戻ります。『正文遺韻』には、「参考記録」という大見出しの中にある「おちゑ様のこと」(12年版 P128)と「おふでさき釈義」と題された中の「第一号」の解説として出てきます。どちらもおちえにはおかのと音次郎という子があり、おかのはぜんしょうは夫善兵衛のおてかけであった話が出ています。

詳しいのは「おふでさき釈義」の方で、先程引用したのはこちらです。1号の解釈として書かれています。この解釈では「あくじ」をおちえの問題としているので、「おふでさき1号」が書かれた明治2年の時点で教祖とその周辺の人には「おかの」の話を知っていたということが前提になります。そのためには、教祖がその話をしていなければなりません。そこで、「神様のふんばり被下たる為、教祖様は助かりし由、神様お下りの後、委しく御聞かせ被下たり。」という言葉が出て来るのです。

しかし、教祖伝のおかのの話は明治33年に生まれたのです。『正文遺韻』の著者諸井政一氏は明治36年に27歳の若さで亡くなっています。33年に宇田川文海が「天理教教祖御略伝」に「おかの」が登場するとすぐに、その「おかの」が秀司の娘のおかのの前世であると分かり、あるいは誰かから教えてもらい、この文を書いたということになります。

また、教内には、「辻家文書家系図」とか「山澤極秘文書」といわれる怪文書が出回っています。これは夫善兵衛の子を表にまとめたもので、善兵衛とおかのの子がヲツエ(おちえ)で、ヲツエ(おちえ)と秀司との間に生まれた子がおかのであると出ています。私には誰かが適当に書いたものと思われませんが、八島英雄氏は『おふでさき註釈』、『正文遺韻』、「怪文書」等から、異母兄弟が夫婦になっていることが「あくじ」の原因だという説明をしています。



# 秀司の婚姻関係と子供

おかの〈妾〉

中山善兵衛

みき(教祖)

1798〈寛政10〉年生

「下婢おかの」の名が教祖伝に出て来るのは、明治33年の宇田川文海作「天理教教祖御略伝」が最初である。

おまさ

1825〈文政8〉年生

おはる

1831〈天保2〉年生

こかん

1837〈天保8〉年生

1821〈文政4〉年生

**秀司**

医師土谷宗仙の娘

1839〈天保10〉年頃

①

③ おちゑ

やそ

②

1851〈嘉永4〉年生

④ まつゑ

1870〈明治3〉年入籍

おかの

1858〈安政5〉年生

音次郎

1877〈明治10〉年生

たまへ

〈幼名まち〉

1890〈明治23〉年結婚

1866〈慶応2〉年生

真之亮〈はるの子〉

お秀

1853〈嘉永6〉年生

秀司の娘「おかの」が書かれている文書は昭和12年刊の『正文遺韻』が最初である。

正善

1905〈明治38〉年生

玉千代

1902〈明治35〉年生



存在が疑われる関係



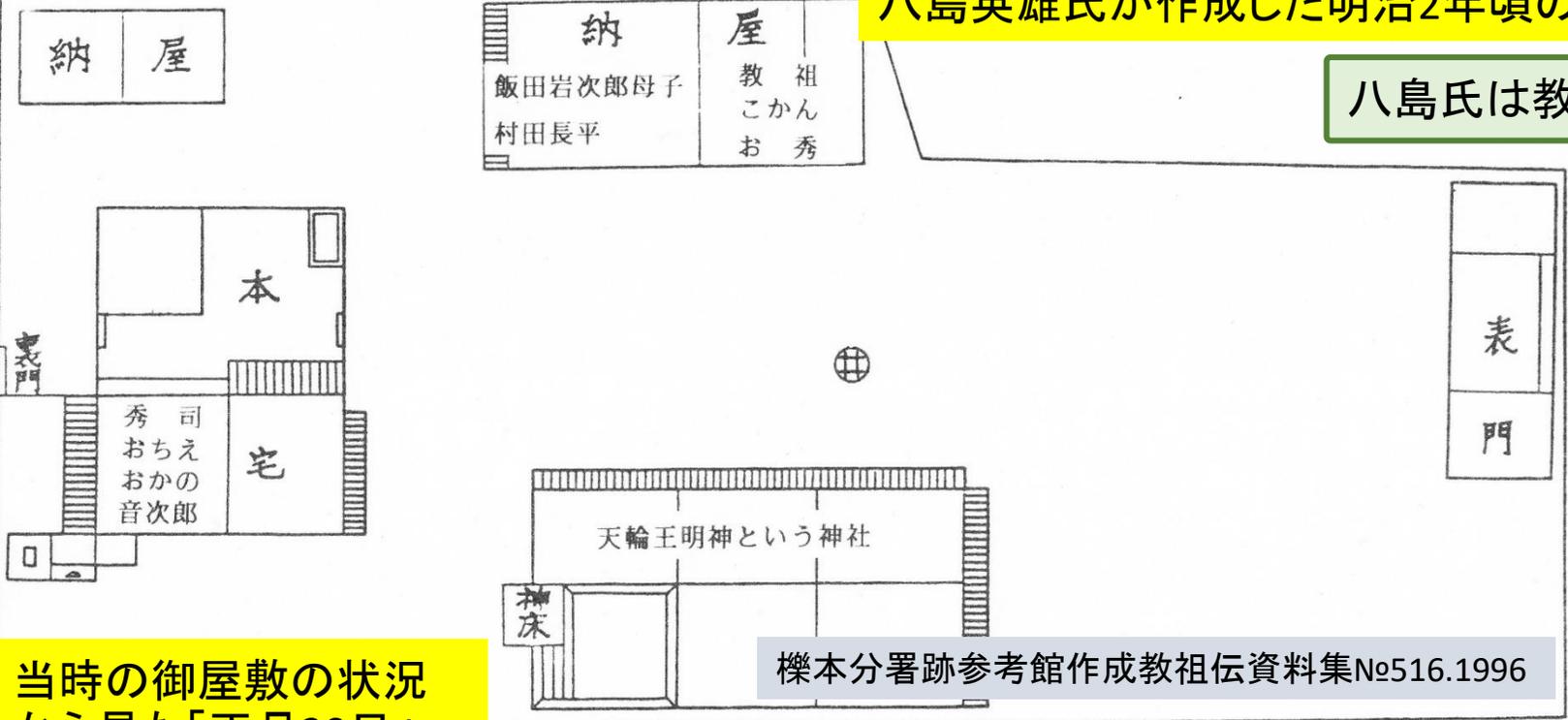
秀司と夫婦になった女性—番号は結婚した順を示す



秀司の子供

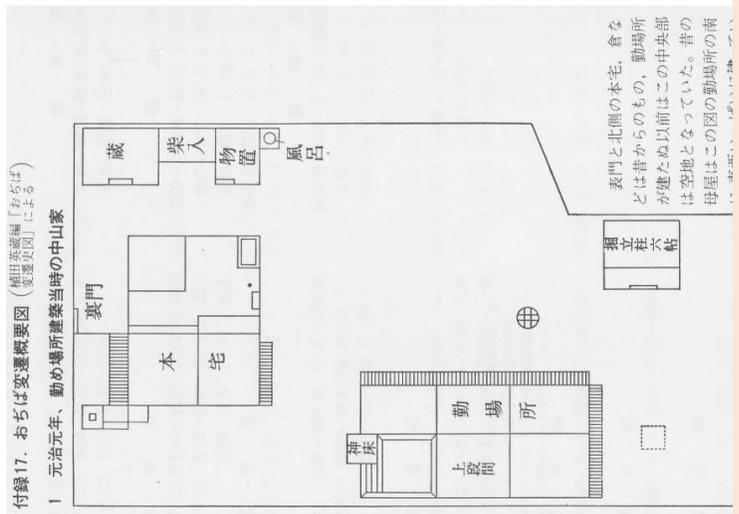
八島英雄氏が作成した明治2年頃のお屋敷の住人

八島氏は教会本部作成の図を一部修正しています。



当時の御屋敷の状況から見た「正月30日」

樺本分署跡参考館作成教祖伝資料集No516.1996



『天理教史参考年表改訂6版』  
(二二二頁養徳社一九七九)

当時のお屋敷には、教祖の他に秀司、こかん、お秀(秀司の娘)が住み、村田夫婦、飯田(母と子)が住み込み人のようにして通っていたようです。お秀とは、車屋のおやそと云う者と秀司との間に出来た子どもで、嘉永6年頃に生まれています。生まれてから教祖が引き取り、中山家で育てられたようです。村田とは、明治14年頃にお屋敷の近くに「豆腐屋」という宿屋を開いた村田長平の父、幸右衛門のことで、当時夫婦でお屋敷に詰めていました。(『天理教事典』P879)八島氏作成の図では村田長平になっていますが、これは勘違いでしょうか。飯田とは、飯田岩次郎のことで、慶応、明治にかけて3年ほどは、当人とその母が中山家に詰め切りの状態でありました。(『御水屋敷人足社略伝』)

ここに、おちゑ、音次郎が入ってくるのは物理的に無理があります。またおちゑにとってみれば、姑(教祖)、小姑(こかん)、腹違いの夫の子(お秀)がいるところへいくのは、家格の問題なども加わって心理的に無理がありそうです。

それで秀司は息子の音次郎をお屋敷に住ませたのです。ところが、教祖の目から見ると音次郎をお屋敷に置いておくわけにはいかないと判断し、母の家に帰るように、言われたということでしょうか。

## おちゑの子、おかのに関する記事

松谷武一氏も1981<昭和56>年に出した『先人の面影』(天理教青年会本部)という本におちゑの娘「おかの」について書いています。松谷氏は高野氏が「書かなかった」といわれたのが気になって、この会話を公表することの了解を得てからこの文を書いたと記しています。

私は諸井政一著「改訂正文遺韻」を熱心によんでいた。そのとき、「おちゑ様お子二人あり、はじめの方はおかのさまと申し、(中略)次の方は男にて、音次郎と申す」(同書、117頁)とあるのに、私は関心をもった。中山音次郎はおふでさき註釈にも出ているし、なじみのある名前なのだが、音次郎の姉おかののことは聞いたことがなかった。

上村福太郎著「教祖の御姿を偲ぶ」上下をよむと、三島・川原城の古老たちの話が収録されている。その人々は川原城のおちゑや音次郎らのことをよく知っていたはずだから、上村氏の調査のときにその話があったかもしれない、と思った私は、出しぬけに同氏の自宅へお尋ねに行った。昭和四十四年十一月二十六日の夕方のことだった。

幸い、お目にかかることはできたが、私の質問には何の示唆もいただかず、残念でならなかった私はその二日後、高野友治教授を訪ねた。なぜか私は必死だった。私は事の由を聞いていただいた。すると高野教授は、「それは、教えてもらえないのが当たり前ですよ」／「どうしてなのですか」／「どうして、そんなことを調べたいのか、と聞かれたでしょう」／「はい」

私があっさり返事をする、高野教授は、にこにこ笑いながら、自分の調べたことを話してくださった。そのときの高野教授の話の要点のひと節を書いてみよう。

「私(高野友治)が北村嘉助をその自宅に訪ねたとき、彼はすでに九十五、六歳くらいであったが、なかなかしっかりしていた。家は川原城の上街道の東側の、道に面した平長屋の中の一軒で、老人は、おちゑさんの住んでいた家が壁一重へだてた北隣であったことを教えてくれた。／北村嘉助はおちゑさんのこともよく知っていて、秀司先生の方から時々通っていた、と言っていた。そして、『秀司さんが、京都の吉田神祇管領から帰ったとき、京都からの土産をもって来て、息子や娘にやって、よろこんでおられたわ』と語った。／だから、慶応三年には、おちゑさんはまだ川原城の実家にいたのだと思う。そこで、おちゑさんが中山家に入り込んだのは、この史実以後のことであつたらう。住む部屋もないのにおちゑさんと二人の子供と、三人もおしかけて来たのでは中山家はわやになつただらう。おそらく教祖のたすけ一条のご用にもさしさわりができるようになったことであらう。それが、明治二年の『正月三十日』という日限をきって、実家へ帰ることをさとされた所以と理解するならば、話はわかる……」／「先生は、そのことをどこかに書かれましたか」／「書かなかった」

という高野教授の返事をきいて、私はそれ以上突っこんで質問してはわるいと思った。(『先人の面影』P76.1981)

## 教内文献でおちゑの娘「おかの」のことが出ているのは、『正文遺韻』、『先人の面影』、『教祖余話』、『ほんあづま』だけ！？

「書かなかった」といった高野氏も、松谷氏が書いた後、1983<昭和58>年に『教祖余話』という小冊子に書きました。この本は名古屋大教会での講話をまとめたもので全部で9千部印刷されたそうです(2012年発行『教祖余話』高野真幸編.私家版.P468)。

秀司の結婚のことを考えてみます。最初に結婚されたのは井戸堂の医師土屋宗仙の娘だったといえます。秀司は足が不自由であったから医を勉強され、土屋宗仙のところで学んだといわれます。その娘と結婚された。天保十年(1839)か十一年のことでしょう。／ だが、その娘は、教祖が夜々、説きながしの刻限といわれた神さまのお言葉をおながしになる、それを怖いといって三日目に実家へ帰ったのだといえます。／ つぎにおしゅうの生母に当たる方と結婚しておられると思います。庄屋敷村の農家の娘で、やそといわれます。おしゅうは明治三年(1870)十八歳で出直しですから、嘉永六年(1853)の生まれとなります。やそは、一時中山家に来ていたらしいのですけれど、私はこの家の嫁になることはできないものでございますといって身をかくしたそうです。／ というのは中山家が田地四町もっておる。やそは気づつなかつた<ママ>らしいのです。それで姿をかくしてしまった。それで教祖がおしゅうを大事にお育てになったといえます。／ そのあとへ出てくるのが川原城のおちえです。この人と秀司の間に生まれたのが音次郎と、かのの二人であります。これは教祖がお許しにならなかった夫婦であります。音次郎は明治の終わりごろになくなり、かののは、昭和十年ごろまで生きてたのじゃないかな。川原城にいまもそのうちはあるそうです。(『教祖余話』P35.高野友治.私家版.2012.初版1983)

ところで、松谷氏の「おかの」の質問に上村福太郎氏はなぜ答えなかったのでしょうか。上村氏は1915<大正4>年に生まれ、1932<昭和7>年に天理中学を卒業し、その後すぐに本部の史料集成部に30年間勤務しています。その間、古老への聞き取りを行い、それが『教祖の御姿を偲ぶ』にまとめられたようです。そのような経歴の上村氏がなぜ、「おかの」について何も語らなかったのでしょうか。そして、松谷氏の本にある「それは、教えてもらえないのが当たり前ですよ」／ 「どうしてなのですか」／ 「どうして、そんなことを調べたいのか、と聞かれたでしょう」／ 「はい」≫という会話は何を意味しているのでしょうか。

また、1909<明治42>年に生まれ、大正12年に天理に来て、天理外国語学校を卒業してすぐ、道友社に勤め、『御存命の頃』など多数の著書がある高野氏は、なぜ、北村嘉助の話を書かなかったのでしょうか。

また、おちゑの子、おかのについて書かれた文書はここで紹介した四つ以外には無いかという気がいたします。なぜないのでしょうか。そもそもおちゑの子に娘などいなかったのかもかもしれません。

# 立教後の中山家の状況 — 教祖と秀司、その家計と信仰を主に

修正版<赤線部分を削除>

年	事項	出典
1838<天保9>年	立教。3町歩余所有。	『復元』30号P239
1847<弘化4>年	教祖、針子に裁縫を教える(安政年間頃まで)。	『天理教伝道史 I』P7
1855<安政2>年	徐々に田地を失い3反余を残す(母屋の売却もこの頃か)。	『復元30号』P239
1857<安政4>年	仲田儀三郎入信(最古説)。教祖の布教活動が始まる。	『天理教伝道史 I』P12
1860(万延元)年	西田伊三郎入信(安政5年説あり)。	『天理教伝道史 I』P13
1861<文久元>年	秀司、「万覚日記」(金品貸借の記録、天道天徳神方、教祖関係の記載は無)を記す。	『教祖とその時代』P221
1863(文久3)年	飯田岩治郎のおたすけで、安堵村に行く。	『御水屋敷人足社略伝』
1864<元治元>年	教祖、飯田家に逗留、来訪者多く、同家では家業に支障をきたす。 教祖、こかん名義の吉田神社の裁許状を取得。費用8両(飯田家3両、教祖5両) つとめ場所ふしん、9月手斧始め。	『御水屋敷人足社略伝』 『御水屋敷人足社略伝』 『復元32号』P315
1865<慶応元>年	10~11月、大和神社事件起る。(取上げ品の返却書類年月日より類推) こかん名義裁許状、村屋神社に渡る(時期不明)。1981<昭和56>年、教会本部取得。 秀司、自分名義の吉田神祇管領裁許状の取得工作を始める。	『復元32号』P327 『東王京』15, 16号 『復元32号』P460
1867<慶応3>年	「御神前名記帳」(作成者不明)による4, 5月の参拝者、計2000名を越える。 7月23日秀司名義の吉田神祇管領裁許状許さる。 秀司の息子 <del>妻子(おちえ、おかの、音次郎)</del> 中山家に入る。	『天理教事典第3版』 『復元32号』P468 『先人の面影』P77
1868<慶応4.明治元>年	秀司筆『辰年大寶恵』(賽銭覚書、中臣祓詞書写)概算一日60人×米1合の額。	『教祖とその時代』P254
1869<明治2>年	『おふでさき1号』執筆、 <del>秀司の妻おちえを追い出す。</del> <u>1号の「あくじ」「屋敷のそうじ」とは何か。</u>	『おふでさき』1号39

# まとめ(私見)

ここで、「おふでさき1号」の主旨について考えてみましょう。1号はまず、「よろづよ八首」とほぼ同じ歌で始まり、世界が勇むために「つとめ」「ておどり」を始めるように勧め、そのあと、「おふでさき」を記す趣旨を秀司を例に述べられます。1～28までは「おふでさき」を書くということのまえおきです。そして、29からが1号の本文です。

29. このたびはやしきのそふじすきやかに したゝてみせるこれをみてくれ  
と出てきます。「やしきのそふじ」とは何でしょうか。

34. りいふくもなにゆへなるどゆうならハ あくじがのかんゆへの事なり

35. このあくじすきやかなのけん事にてハ ふしんのしやまになるとこそしれ

36. このあくじなんぼしふといものやどて 神がせめきりのけてみせるで

37. このあくじすきやかなのけた事ならば あしのちんばもすきやかとなる

38. あしさいかすきやかなをりしたならば あとハふしんのもよふはかりを

「やしきのそふじ」とは、「あくじ」を退かすことであり、それができれば、あとは「ふしん(「せかいよのなかところはんじよ1-9」の世界建設)」にまい進するばかりだといえます。

ここで問題は、「あくじ」とは何かです。

この「あくじ」を通説は「秀司とおちゑの関係」と解釈します。「この婦人(おちゑ)は親神様から御覧になるとお屋敷に因縁の無い人であるから、夫婦になる事を御許しにならず、此関係を『あくじ』と迄極言せられた(「おふでさき講習会録」)」わけです。

39. 一寸はなし正月三十日とひをきりて をくるも神の心からとて

「あくじ」の後に出て来る歌です。これは昭和3年に『おふでさき附釈義』が出るまでは秀司とおちゑとの間の子、音次郎を屋敷から出せと解釈されていました。おちゑはお屋敷には住んでいなかったのです。しかし、「やしきのそふじ」のためにはおちゑが屋敷に住んでいて、そこから出ていかせることにしなければなりません。そこで、「おちゑを実家へ送り帰えすようにと仰せられた(『おふでさき註釈』)」ことにしたわけです。

39の次、40から44までの歌は39の説明で、45から59までは一般論的は話が挿入され、内容的には39の次は

60. このこ共二ねん三ねんしこもふと ゆうていれども神のてはなれ

61. しやんせよをやがいかほどもふても 神のてばなれこれハかなわん

と続きます。孫を一人、家から追い出すわけですからその理由を述べています。

ところで、秀司とおちゑがどのような生活を送っていたのか知る由もありませんが、その関係を「親神様の御思召しに添わぬ悪事」とか「お屋敷に因縁の無い人」とか理由を付けて追い出したことにしても、それはまさに「因縁を付け」ているようなもので「あくじ」とであると納得させるのはむずかしいのではないのでしょうか。

そこで本当に因縁を付けることにしたのです。それが、おちゑには「おかの」という娘がいて「此の者前世には、教祖様の夫、善兵衛様のおてかけにて、やはりおかのといひたりし」という昭和12年発行の『正文遺韻』に載せられた話です。

### 「あくじ」とは「天皇家の先祖12神を祀った天輪王明神」

では本当の「あくじ」とは何でしょうか。八島氏は以下のような文も書いています。

そして秀司さんが、教祖とこかんさんがたすけ一条のために建てた、つとめ場所を、中山家の建物である、私は中山家の戸主だ、私の子がかまどの灰まで相続するのだという態度で、つとめ場所に戸主の権限で天皇家の先祖の神々を祀って天輪王明神にし、教祖、こかんさんを綿庫に追い出したのです。たすけ一条の教育は綿庫で行われていたのです。このことをすべて、教祖の周りの人は目で見て感じていたのです。／これが悪事である。これを正せ。そのためには、おちえ、音次郎、おかのという者を返しなさい。跡取りにできない事情がある妻子を引き入れて、今、現在もつれているのを、それを外へだして、あらためて跡取りを考えろと言われたのが「悪事はろうて若き女房」というのです。【『ほんあづま』354号P23】

最後の所で、おちゑの通説になっていますが、天皇家の先祖12神を祀った天輪王明神の存在が「あくじ」であり、それを屋敷から出せというのが「やしきのそうじ」なのです。このように解釈すると「立教後の中山家の状況—教祖と秀司、その家計と信仰を主に」の表の内容が「おふでさき1号」の執筆に至った原因であることが了解できるのではないのでしょうか。

天皇崇拝の風潮が強まっていく昭和3年に天皇家の先祖12神を祀ることが「あくじ」という註を『おふでさき』に付けることはできなかったにしても、教祖の思いをそのまま伝えていく方向へ努力するのが現在の天理教の使命ではないのでしょうか。

教祖の思いをそのまま伝えるということについて八島氏が一文を書いています。この1号解釈とも関連するので付けておきます。

## 「ひながた」に隠すべきことなし (『ほんあづま』No.144. P20.八島英雄. 1981.02)

私たちは、ひながたに隠すようなことはないという原則を持たなくちゃいけないのです。教祖のなされたことを、ありのままに伝えて、そこからどう生きるべきか学ばなければならないのです。私たちの考えているような価値観でもって、教祖が間違いなんだなどと言ってはまずいのです。／ というのは、昭和四十五年九月二十七日に、元天理大学学長の堀越儀郎本部員と私とが、対談と言うより立会人をつけて対決に近い討論をやったわけです。／ そのときに真柱の世襲の問題に触れ、お道は世襲じゃないと私は言ったのです。

そしてそのあと、おふでさき一号の問題から、秀司先生の息子の音次郎さんと、その生母おちえさんの話になり、なぜおふでさき注釈ではおちえさんを内妻、音次郎さんを庶子と書かれたのですかと聞いたら、これは本部の史料集成部の注釈に基づいて解釈をしなければいけないと言われたので、私は、間違いのある注釈には従えませんとはっきり申したのです。／ なぜこんなことを言ったかと申しますと、日本で内妻とか庶子とかいうのは入籍していない妻の場合なのです。／ おふでさき一号によると、おちえさんは、明治二年正月三十日と日を切ってお屋敷から出されたわけです。その当時は、日本じゅうどこ探しても入籍した人など一人もいなかったはずです。／ まして一緒に暮らして跡継ぎまで生んで御新造さんと呼ばれたら、当時の庶民の家庭では正妻ですし、その子供が嫡出子と扱われるのは当然なのです。／ それをなぜ戸籍制度のなかった頃の人に対して内妻とか庶子とかいう言葉を使われるのですかと言いましたら、堀越先生は、教祖が立て違いをなされたんだから、そこはありのままではまずいのだと答えたのです。私はあきれてしまいました。

私たちの価値観というものは、教祖の教えによって定めなければならないはずです。／ それなのに天理大学の学長であり、本部員であり、一時は真柱室長であった堀越儀郎本部員が、教祖が立て違いをなされたからという言い方をしたので、それは間違いでしょうといったのです。

堀越先生は、「お道には魂の因縁ということがある。これは血統による世襲を一回り外側から擁護する考えである」と言われたので、「それは違うでしょう。魂の因縁とは精神に関する問題ですか。血統のように肉体に関する問題ですか。魂の因縁重視は、血統重視とは裏腹の関係にあるものでしょう」と申しましたら、はっとした表情をされました。

私はそのとき、「私たちは教祖の教えを理解し、教祖の魂の相続者であるという自覚を持って、銘々のやしろ一すなわち用木として生きるのです。私たちは教祖の教え、ひながたによる価値観、正義観を確立すべきで、日本教とも言うべき家父長制の判断で正邪を言うべきではないでしょう」と言って、それからいろいろとほかの問題に触れ、神殿の方角の問題、三種の神器の問題、八町四方は神のやかたか屋敷かの問題にまで行ってしまったのですが、そのことにはここで触れないでおきましても、どうも私たちには、教団の現状を是としてしまいまして、教祖が正しいものとして示された理想の姿をひっ込めてしまう傾向があるようです。